



令和4年3月 相談件数

526件



(前月比: + 42件)

(前年同月比: ▲142件)

掲載
 内容

- 5月は消費者月間 消費者教育特別展示を行います
- 子どものうちから金銭感覚を身につけましょう
- 消費生活センターではどんなことを行っているの?
- 迷惑電話等防止機器設置補助金の予約受付は7月から
- 消費者被害注意報

5月は 消費者月間 消費者教育特別展示を行います

消費者庁が定めた令和4年度の全国的な統一テーマは、

「考えよう! 大人になるとできること、気を付けること ~18歳から大人に~」

2022年4月1日から成年年齢が引き下がり、「18歳から大人」です。大人になると、例えば賃貸住宅の契約やクレジットカードの取得が一人ですべてできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行うことが重要です。

消費者教育特別展示 見学自由

下記の日程で消費者教育に関する様々な展示を行います。

日時: **令和4年5月13日(金)~5月25日(水)**

(23日(月)の休館日を除く)

9:00~21:00 (最終日は16時まで)

会場: 千葉市生涯学習センター(中央区弁天3-7-7)

1階 アトリウムガーデン

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

※新型コロナウイルスの影響で中止となる場合があります。



行ってみようよ!

子どものうちから金銭感覚を身につけましょう

まだ子どもだから
 関係ない?!

金銭の価値や使い方に対する感覚は、大人になって急に身につくものではありません。金銭感覚が備わっていないと、トラブルで失う金額が大きくなり周囲を巻き込んでしまうおそれがあります。子どものうちからお小遣い帳を記録して、主体的にお金を管理する力を養いましょう。

消費生活センターでは、4月に市立小学校のすべての児童に

「おこづかいちょう」(左記)を配布しました。

お小遣いが増えたり減ったりすることを目で見えるようにすることで、よりよい金銭感覚を身につけましょう。



「おこづかいちょう」の表紙デザインには、昨年度募集した
消費者教育ポスター入賞作品を掲載しています。

消費生活センターではどんなことを行っているの？



消費者生活相談（無料・プライバシー厳守）

相談専用電話

TEL 043-207-3000

月～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

市民の皆さんからの商品・サービスの契約に関する質問や相談に応じて、資格を持った専門の相談員がアドバイスや問題解決に向けたお手伝いをしています。

疑問や心配な点があるときは、早めに消費生活センターへ電話相談しましょう。

断り切れずに
契約してしまった。。。
クーリング・オフできるのかな？

あれれ～？
モヤモヤ。。。

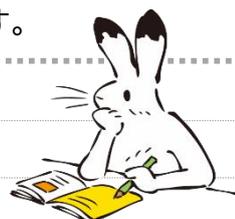


くらしの巡回講座（派遣費用無料）

当センターの最前線で消費者被害等の解決に向けた助言やあっせんを行う専門の相談員が、講師として自治会の集まりや地域の催し、会社の社員研修など皆様の地域にお伺いします。

令和4年度のテーマ ホームページで詳細をご案内しています。

- ① お金の使い方を考えよう！（小学生向け）
- ② ネットトラブルに遭わないために（小学生～高校生向け）
- ③ 身近なところからSDGs！（小学校高学年～社会人向け）
- ④ 君ももうすぐ成年！～成年年齢が20歳から18歳に！～（高校生～若年社会人向け）
- ⑤ 悪質商法の手口と対処法（若年社会人～シニア向け）
- ⑥ 悪質商法から高齢者・障害者を守ろう（見守り活動者向け）
- ⑦ 知っておきたい！製品事故に関する豆知識（社会人全般向け）



日時・内容
応相談

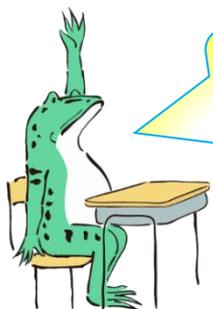
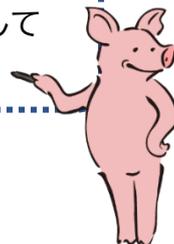
対象 ▶▶ 市内在住・在勤・在学の方が参加する概ね15名以上のグループ・団体

申込方法 ▶▶ 開催希望日の2か月前までに、下記によりお申込みください。

インターネットから申込みができます！

ホームページから、電子申請による申込みのほか、申込書をダウンロードして郵送又はFAXで申込みができます。 ▶▶

※消費生活センター内でも申込書をお配りしています。



お気軽に
お問合せ下さい!!

くらしの巡回講座のお申込み・お問い合わせ

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階

TEL 043-207-3602 FAX 043-207-3111

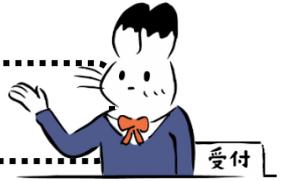


消費生活講座（参加費無料）

暮らしに役立つ講座・講演会など、様々な分野の専門家による講座・講演会を消費生活センター等で開催しています。

詳細及び応募方法など

今後、「**市政だより**」や **消費生活センターのホームページ** に掲載します。



計量検査

私たちの暮らしの中には、スーパーで食料品を計量する「はかり」や薬局の調剤用の「はかり」、学校で体重測定する「はかり」など、さまざまな「はかり」があります。これらのはかりの数値が正しくなかったり、正しく使用されていなかったりしたら、どうなるのでしょうか？ 取引・証明に使用する「はかり」は、計量法によりさまざまな規制がされています。

消費生活センターでは、商店や工場などで取引や証明に使用する「はかり」が正しい数値を示しているか、正しく使用されているかについて、定期的に検査しています。

はかりの定期検査

商店や工場などで、取引や証明に使用されているはかりは、2年に1回の定期検査を実施しています。検査に合格したはかりには合格証を貼ります。

商品量目立入検査

食料品などの身近な商品について、スーパーや小売店などを中心に、商品の内容量が正確に計量されているかを検査しています。

家庭用計量器の無料検査

計量意識の普及・向上を図るため、毎年「計量強調月間」の**11月**に家庭用計量器（血圧計、体重計、体温計など）の無料検査を実施しています。



計量検査のお問い合わせ 043-207-3603

消費生活センター クイズ

「はかり資料センター」で「銀行」を探せ！

ご存じですか？

消費生活センターの1階には計量に関する資料を展示した「**はかり資料センター**」があり、銀行の地図記号（）のルーツ「**まゆ型分銅**」を間近で見ることができます。お立ち寄りの際に、見つけてみてください。

迷惑電話等防止機器設置補助金の予約受付は 7 月から始まります

迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。申請される方は、**対象電話機等の購入前に必ず電話で予約**をしてください。詳しくは**6月の市政だより**、同時期に区役所、公民館等で配布する案内チラシをご覧ください。



迷惑電話等防止機器設置補助金のお問い合わせ

043-207-3603

消費者被害注意報

地震などの災害後に急増する便乗商法に警戒を！ 住宅の修理トラブルや義援金詐欺が横行？！

これまでも、全国各地で発生した過去の災害時には、不安な気持ちを煽ったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込む悪質商法が、災害発生地域だけではなく、様々な地域で多数発生しています。

事例1 業者が突然自宅に訪問してきて、「実費負担はかからないので、火災保険や地震保険を使って傷んでいる屋根や雨どいの修理をしないか。無料で保険申請も代行する」と勧誘されて契約した。

後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。



事例2 ボランティアを名乗る女性から不審な電話があり、「一口3千円で被災者への義援金を集めている。集金に行くので、家族構成、名前、年齢を教えてください」と言われた。電話番号は非通知で団体名も名乗らなかった。

消費者トラブル防止のために



- ◇ 「自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、見積もり通りに保険金が下りるとは限りませんので、すぐに契約せず、複数の業者から見積りをとり、慎重に検討してください。
- ◇ 保険申請は申請サポート会社に頼らずとも、加入者自身で行えます。まずは保険契約の内容や補償の範囲を確認し、分からない場合は、損害保険会社や損害保険代理店に直接相談しましょう。
- ◇ 義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先名義がその確かな団体の正規のものであることを確認しましょう。公的機関が訪問や電話で募金を呼びかけることはありません。

まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111